

令和6年(2024年)9月17日
つくば市福祉部高齢福祉課

令和5年度 介護保険事業所等における事故報告集計結果の公表について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に、介護保険事業者等からつくば市に報告のあった事故報告について集計結果を公表します。

1 集計結果

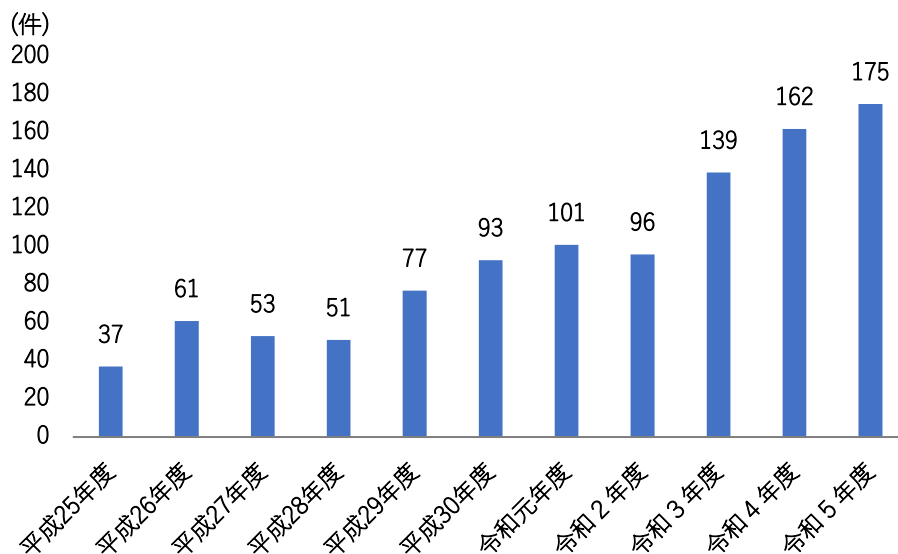
期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
報告件数	175件（うち市内事業所160件、市外事業所15件）
事故発生件数	170件
負傷者等人数	174人（うち男性43人、女性131人）

※同一事故で複数の負傷者が報告されたケースがあるため、合計が一致しない

報告件数：対象期間内につくば市に報告のあった件数。同一事故で複数の負傷者が発生し、個々人の報告がされたケースも1件と数えているため、同一事故が重複した件数となっている。

事故発生件数：対象期間内に発生した事故の件数。同一事故で複数の負傷者が発生し、重複した報告を1件と数えている。

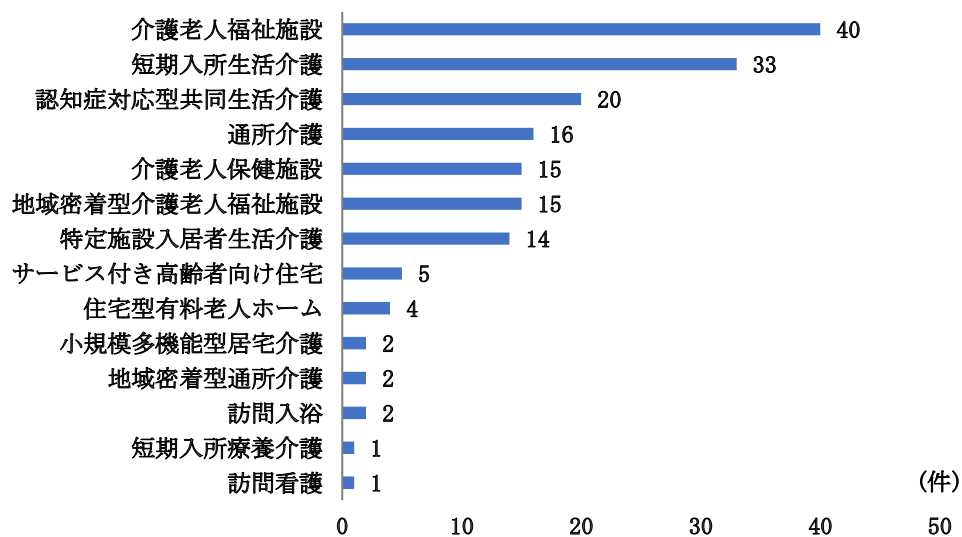
前年度の報告件数より13件増加した。



2 項目別発生件数

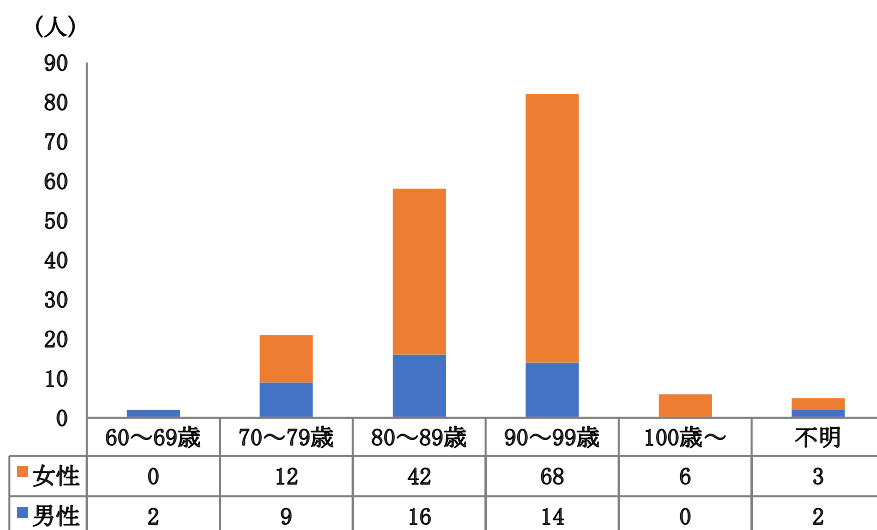
(1) サービス種別

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が最も多く、40 件だった。



(2) 年齢

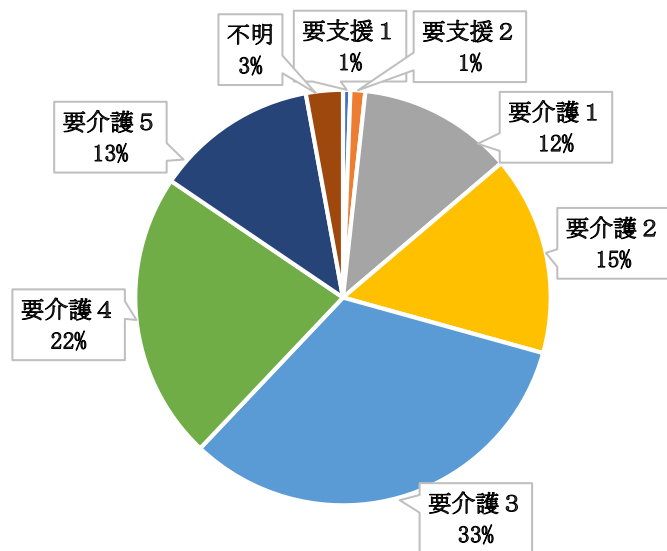
男性は 80～89 歳(16 人)、女性は 90～99 歳(68 人)が最も多かった。



(3) 要介護度

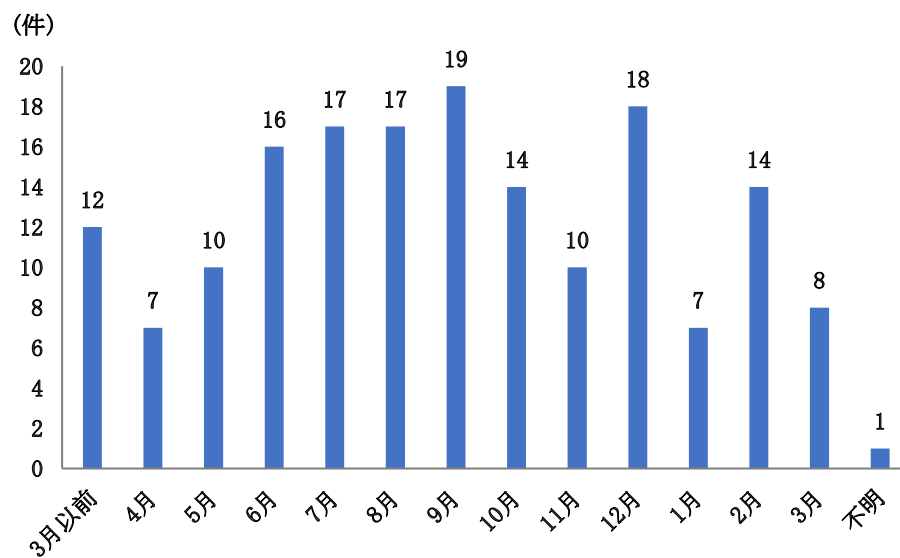
要介護 3 が最も多く、57 件だった。

介護度	件数
要支援 1	1
要支援 2	2
要介護 1	21
要介護 2	27
要介護 3	57
要介護 4	39
要介護 5	22
不明	5
合計	174



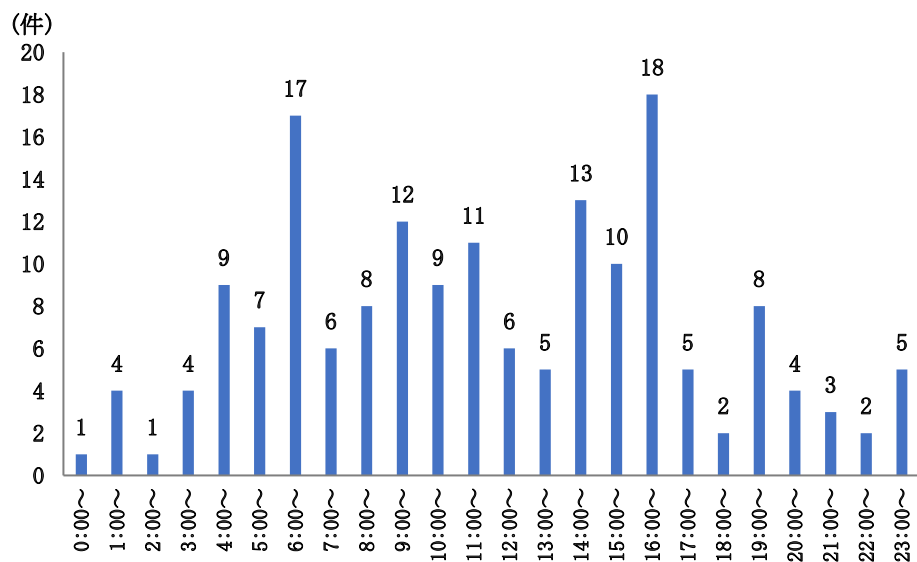
(4) 発生月

9 月が最も多く、19 件だった。



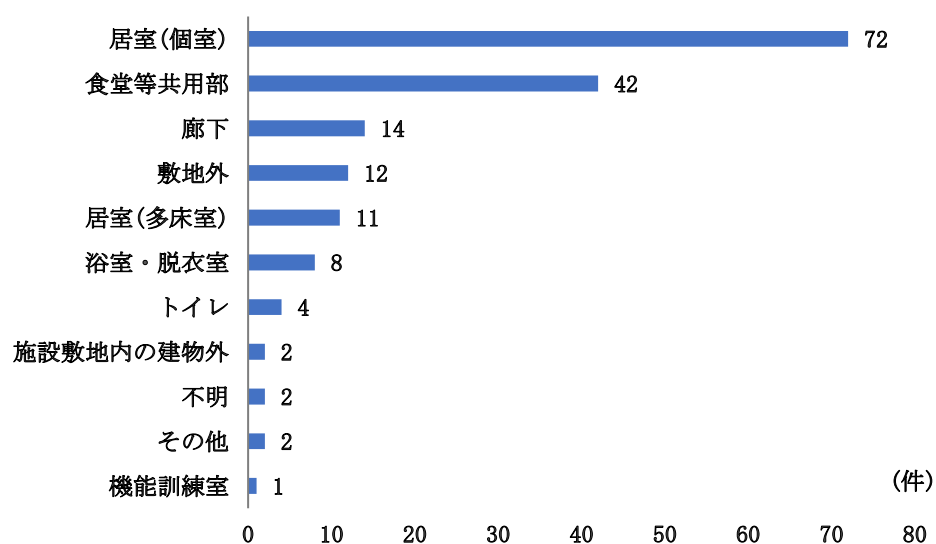
(5) 発生時間帯

16 時台が最も多く、18 件だった。



(6) 発生場所

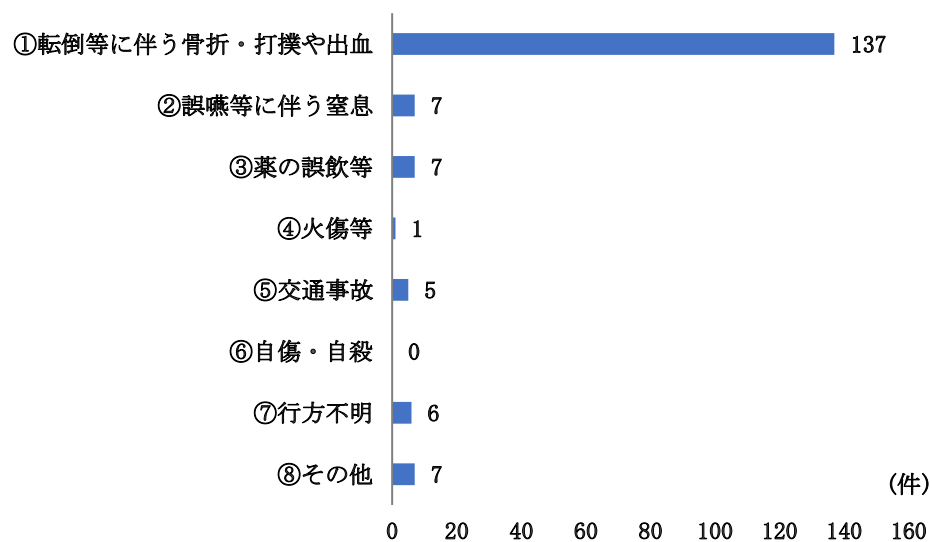
居室(個室)が最も多く、72 件だった。



(7) 事故の原因

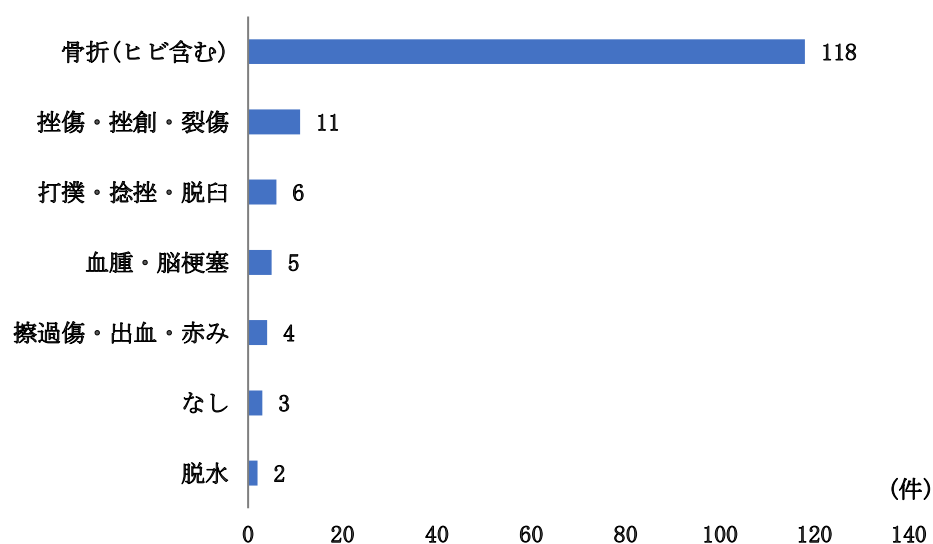
ア 事故の原因

転倒が最も多く、137 件だった。



イ ①転倒等に伴う骨折・打撲や出血の負傷等の詳細

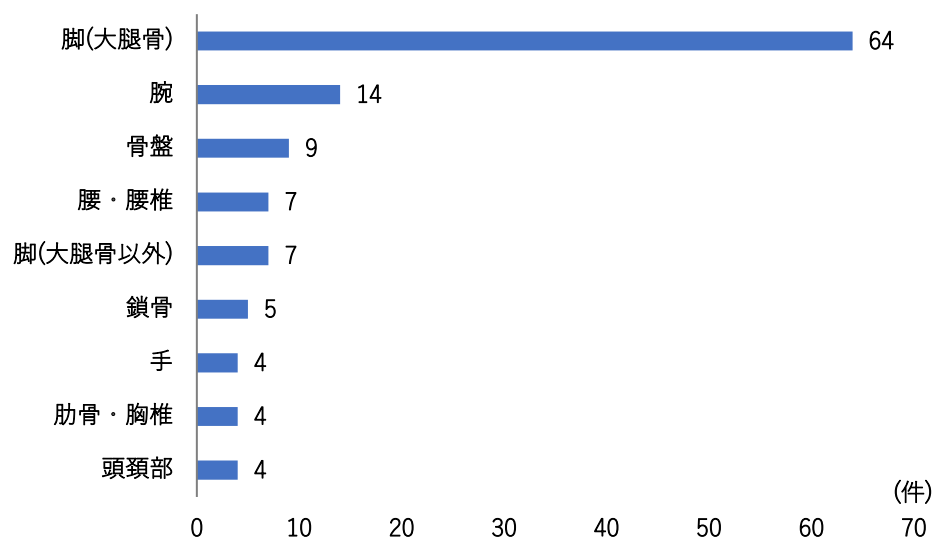
骨折(ヒビ含む)が最も多く、118 件だった。



※ 1 件で複数の損傷が報告されるケースがあるため、事故の件数とは合計が一致しない

ウ 骨折による損傷部位詳細

大腿骨が最も多く、64 件だった。



(8) 死亡事故

ア サービス種別

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が最も多く、3 件だった。

イ 死亡原因

誤嚥が最も多く、3 人だった。

サービス種別	件数
介護老人福祉施設	3
通所介護	1
短期入所生活介護	1
認知症対応型共同生活介護	1
特定施設入居者生活介護	1
合計	7

死亡原因	人数
誤嚥	3
交通事故	2
心停止	2
老衰	1
合計	8

3 事例

※⑥自傷・自殺は該当事例がないため、未記載

事故の原因	事故の内容	負傷の状況 (診断名/部位)	再発防止策
①転倒等に伴う骨折・打撲や出血	(1)ベッド脇の床センサーが反応したため訪室すると、トイレに行こうと起き上がったところ、ずり落ちる形で転倒してしまっていた。 (2)他利用者の介助で目を離した際、車いすから立ち上がり歩き出してしまい、バランスを崩して転倒してしまった。	(1)骨折/右大腿骨転子部 (2)圧迫骨折/腰椎	・センサーの使用(床、起き上がり) ・センサーベッドの使用 ・職員間の情報提供と連携(転倒・転落の高リスク者の共有、センサー反応時すぐに訪室できない場合は他の職員へ訪室を依頼する)
②誤飲等に伴う窒息	夕食中、利用者がかきこんで食べたことで丸のみしてしまい、詰まらせてしまった。	誤嚥性肺炎	・食事形態の変更 ・自力摂取から介助へ変更 ・食事場所を見守りやすい場所へ変更 ・食事に関する研修の実施
③薬の誤飲等	(1)居室を回り配薬中、誤って他利用者の薬を服薬させてしまった。 (2)居室を訪室した際、ベッド横の床に錠剤が一錠落ちていたことで、薬の服用ミスが発覚した。	(1)特になし (2)特になし	・配薬手順の周知徹底 ・服薬介助の見直し ・誤飲によるリスクの研修

④火傷等	お茶をつごうとしたとき、利用者が持っていたカップを急に動かしたことで足にかかり、火傷を負わせてしまった。	火傷/左大腿部	利用者とのコミュニケーションを図り、意思を確認する。
⑤交通事故	(1) 帰りの送迎時に対向車とすれ違いざまにドアミラーが接触してしまった。 (2) ホイールの接触 1. 降車介助後、利用者宅敷地内の花壇に接触 2. 左折時に縁石に接触	(1) 特になし (2) 特になし	・運転確認と研修(動画視聴)の実施 ・危険個所を共有する ・事故発生時の対応を周知する
⑦行方不明	落ち着かない様子で廊下を徘徊され、その後、施設から離設してしまった。	擦過傷/頬	・行政サービスの利用(SOS ネットワークへの登録や携帯用位置情報探索機の貸与) ・職員間の情報共有(高リスク者、利用者の散歩や外出などの希望、利用者のその日の行動や落ち着き) ・二重錠錠 ・15～30 分ごとに所在確認を行う
⑧その他 (医療処置関連(チューブ抜去等))	入浴介助後バルーンパックを手すりにかけたまま移動してしまい、尿道から出血してしまった。	前立腺損傷	入浴介助方法の周知徹底

4 再発防止のために

(1) 事故報告書の作成・提出

事故報告は、発生した事故や対応を検証し、事故防止・再発防止することを目的としており、事業者の指導や責任追及を目的としたものではありません。事故報告書の作成を通じて、事故の原因分析、事例検討や再発防止策の実施状況・検証等にご活用いただくほか、事業所内で情報共有をしていただき、事故防止・再発防止に役立てていただければと思います。今後も事故発生時の早急なご報告にご協力下さいますようお願い申し上げます。

事故報告書 国の標準様式をご使用ください。

判断基準 つくば市では、報告が必要となる事故の判断基準を示しております。ご確認ください。

提出方法 メール、窓口持参、郵送、いばらき電子申請にてご提出を受付けております。

(2) マニュアルの作成

マニュアルの作成は事故発生時や緊急時に迅速な対応が可能になるだけでなく、事故防止・再発防止にもつながります。また、作成後においても定期的な見直し・更新や訓練を実施し、適切な対応ができる体制を整えることが求められます。

○主なマニュアル例

- ・各種ケアマニュアル(食事・更衣・入浴・排泄・服薬介助等)
- ・認知症対応マニュアル
- ・業務継続計画
- ・事故発生防止のための指針
- ・賠償すべき事故が発生した場合の対応
- ・感染症の予防及びまん延防止のための指針
- ・虐待防止のための指針

(3) 研修の実施

知識習得のため、全ての職員を対象に採用時のほか計画的に研修を実施することが求められます。研修実施の際は、勤務時間が不規則な非常勤職員や外国人職員に配慮して開催してください。介護老人福祉施設・介護老人保健施設においては、事故発生防止のための指針に基づいた研修を年2回開催するとともに、新規採用時には事故発生防止の研修を実施する必要があります。

○主な研修例

- ・各種ケア研修(食事・更衣・入浴・排泄・服薬介助等)
- ・認知症研修

- ・感染症対策研修
- ・高齢者虐待防止研修

(4) 事故防止検討委員会の設置

介護老人福祉施設・介護老人保健施設等においては、事故防止検討委員会を設置する必要があります。事故防止・再発防止のための対策を検討する委員会で、多職種(管理者、相談員、介護職員、看護職員、事務職員等)により構成し、専任の安全対策担当者を置かなければなりません。また、他の委員会と独立して設置・運営する必要があります。

(5) 行政サービスの活用

認知症の方とご家族向けに「つくば市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」があります。

①事前登録制度

事前にネットワークに登録することで、行方不明になった際に迅速に対応できるようにします。

②おでかけ見守りシール **在宅の方のみ対象**

二次元バーコードのついたシールを発見者が読み取ると、保護者に通知が届きます。

③行方不明時の情報提供

行方不明になった際に、認知症メールまたはFAXで行方不明情報を配信します。

詳しくは『保健福祉関係者のための高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識 2024』をご参照ください。(ミニ知識 73 ページ参照)

https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibuchiikihokatsushienka/gyomuannai/2/1/mini_chishiki.html

5 事故報告書に関する質問

つくば市が定める「事故報告書を提出すべきけがや事故の判断基準」について

Q. サービス提供中に記載のある虐待(疑い含む)について、訪問介護、訪問看護等で自宅を訪問した際に家族からの虐待の可能性がある場合は報告が必要か。

A. 在宅で家族からの虐待が疑われる場合は、事故報告書の提出は必要ありません。地域包括支援課にご報告をお願いします。ただし、施設・在宅、病院の受診の有無を問わず介護従事者による虐待または虐待が疑われる場合は、速やかに高齢福祉課へ通報の上、事故報告書をご提出ください。

問合せ・提出先

つくば市福祉部高齢福祉課 計画・施設係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111(内線1232)

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp